

3月、4月の休日窓口をご利用ください

引っ越し時季の窓口の混雑を避けるため、市役所本庁舎と中央保健福祉センター(すこやかプラザ)の休日窓口をご利用ください。

開庁日

3月23日⑩、30日⑩、4月6日⑩ ※9時～17時。
(保険料課、子ども支援課は3月23日⑩、30日⑩だけ)
※ほかの関係機関への問い合わせが必要な手続きは、後日改めて来庁していただくことがあります。

☎戸籍住民課 ☎24-1111

窓口	取り扱い業務
戸籍住民課 (本庁舎1階)	転入・転出に伴う住民異動届、戸籍届、各種証明書の交付、印鑑登録等 ※住基カード、広域交付住民票、電子証明の取り扱いはできません。
保険料課 (本庁舎1階)	転入・転出に伴う国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の賦課、納付相談
学校教育課 (本庁舎11階)	学籍業務(新小学1年生・新中学1年生の就学通知書の交付、指定外通学の相談)
子ども支援課 (すこやかプラザ4階)	児童手当、児童扶養手当、乳幼児等福祉医療、保育所入所相談

市内中小企業向け補助金など

●中小企業受注促進緊急支援事業

対象 市内に主たる事業所を持ち、製造業を営む中小企業者

対象期間 来年3月31日⑩まで

補助内容 自社製造品(新商品・既存製品)を九州圏外へ出荷する際に掛かる輸送経費の2分の1以内(限度額400万円)

申請方法 受注契約後に申請書を産業振興課へ

●中小企業創造的技術開発支援事業・

中小企業販路開拓支援事業

新技術・新製品の開発や新製品の販路開拓のための経費の一部を補助します。

対象 市内に主たる事業所を持つ中小企業者など

募集期間 3月14日⑩～28日⑩の平日8時30分～17時

補助内容 対象経費(専門家謝金、原材料費、委託経費、人件費、旅費、展示会出展費用等)の2分の1以内(限度額50万～300万円、補助メニューで異なる)

※申請方法や条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※専門家による審査会の意見を踏まえ可否を決定します。

☎産業振興課 ☎24-1111

佐世保市文化振興委員会

「市民委員」を募集

活動内容 地域の文化リーダーとして、地域文化を担う人材の育成推進や、文化に関する行政施策への提言などを行う

対象 満20歳以上の市民

募集人数 若干名

任期 4月下旬から平成28年3月31日まで

報酬 会議1回につき5,500円

応募方法 市ホームページや文化振興課で配布する所定の応募用紙に必要事項を記入し、文化振興課へ

募集期間 3月27日⑩～4月10日⑩

※詳しくはお尋ねください。

☎文化振興課 ☎24-1111

市立総合病院

時間外選定療養費の徴収

軽症患者の時間外での救命救急センター受診を控えていただくため、緊急性を要しない軽症患者の時間外受診に対し、診療費とは別に「時間外選定療養費」の徴収を開始します。安全で質の高い救急医療を提供し、一人でも多くの命を救うため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

運用開始時期

平成26年4月1日⑩午前0時から

時間外選定療養費

4,000円(税別)

対象となる時間帯

平日=17時15分～翌朝8時

土・日曜、祝日、年末年始=終日

※入院となった場合や救急受診のための紹介状を持参した場合、公費適用患者、15歳未満等は時間外選定療養費の徴収対象外となります。

※救命救急センターは3月29日⑩から、新しい建物に移転します。

※本紙11月号13ページで、対象となる時間帯を「翌朝8時30分まで」と記載しましたが、「翌朝8時まで」の誤りでした。お詫びして訂正します。

☎市立総合病院 ☎24-1515

市制施行記念式典



市制施行112周年を記念する式典を開催します。

とき 4月1日⑩10時30分～12時

ところ アルカスSASEBO・中ホール
内容 市政功労者表彰、講演『『海風の国』佐世保・小値賀観光圏について』(講師=新観光圏事業チーフアドバイザー・坂元英俊さん) など

☎秘書課 ☎24-1111

大型国際クルーズ客船「フォーレンドム」が初寄港

本市が整備を進めてきた「三浦岸壁」(干尽町)の供用開始に伴い、4月4日(金)、本市初となる外国籍の大型クルーズ客船「フォーレンドム」が佐世保港に寄港します。

「フォーレンドム」は歴史と伝統を誇るオランダの専門船会社「ホーランド アメリカ ライン」が保有するプレミアム客船。今回のクルーズはエイチ・アイ・エスとクルーズプラネットの共同チャーターにより実現しました。次の日程で入出港しますので、全長238mの美しい優雅な船体をどうぞご覧ください。

とき 4月4日⑩ 入港9時、出港16時(予定)

ところ 三浦岸壁(干尽町、佐世保駅みなと口から徒歩5分)

※入出港時に歓迎行事を行いますので、ぜひお越しください(船内見学はできません)。



大型国際クルーズ客船「フォーレンドム」

※当日は「海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)」により指定エリア内への立ち入り制限が行われます。

☎みなと振興・管理課 ☎22-6127

固定資産税・軽自動車税に関するお知らせ

●固定資産税にかかる土地・家屋価格等の縦覧・閲覧

①帳簿の縦覧

とき 4月1日⑩～30日⑩の平日8時30分～17時15分

ところ 資産税課、各支所、宇久行政センター
※支所、宇久行政センターは管内分だけ。

内容 平成26年度の固定資産税(土地・家屋)の基礎となる評価額が記載された縦覧帳簿を見ることができます。

対象 納税義務者とその同居家族、納税管理人、代理人(委任状が必要)

②台帳の閲覧

とき 4月1日⑩～来年3月31日⑩の平日8時30分～17時15分

ところ 資産税課、各支所、宇久行政センター

内容 平成26年度の固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価額などが記載された課税台帳を見ることができます。

対象 納税義務者とその同居家族(5月1日⑩以降は委任状が必要)、納税管理人、代理人(委任状が必要)、借地・借家人(対象物件だけ。賃貸契約書等が必要)

※窓口では本人確認のため、運転免許証などの身分証明書の提示が必要です。また、納税通知書や課税明細書をお持ちの方は持参してください。

●固定資産税路線価と標準宅地の価格の閲覧

とき 4月1日⑩以降の平日8時30分～17時15分

ところ 資産税課、6階・行政資料閲覧コーナー

●軽自動車は4月1日現在の所有者に課税されます

持ち主の変更、廃車、転出、盗難に遭った場合などは、3月31日⑩までに手続きを行ってください。

※原付バイク等を廃車するときは、必ずナンバープレートを取り外してください。

☎125cc以下のバイク、小型特殊車

⇒資産税課 ☎24-1111

☎二輪小型車

⇒佐世保自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2084

☎二輪、三輪、四輪⇒軽自動車協会 ☎31-1385

●身体障がい者等の軽自動車税の免税

身体障害者手帳を所有する人や、公益のために使用する軽自動車を所有し、かつ一定の条件を満たす法人などは、期間中に申請すると軽自動車税の減免が受けられます。条件や手続きなど、詳しくはお尋ねください。

申請期間 4月1日⑩～5月30日⑩

☎資産税課 ☎24-1111

田の神を迎えるために

ヤモード祭り

春になると「山の神」が里に下りてきて、「田の神」になり、稲の豊作をもたらしてくれる。田の神は、秋になり稲の刈り入れが済むと山に帰っていく。

こうした言い伝えは、昔から農民たちの間で広く信じられており、全国各地で、田の神を里に迎えたり、山へ送ったりする行事が行われていました。しかし、その多くは時代とともに次第になくなり、忘れ去られていきました。

そのような中、田の神を迎える貴重な農耕行事「ヤモード祭り」が、1月26日(日)、松原町の淀姫神社で行われました。

ヤモード祭りは、五穀豊穣と家内安全を願い、矢峰、松原両町の氏子が前年に収穫された稲わらを持ち寄り、神社の鳥居の大しめ縄の架け替えを行うというものです。大しめ縄は長さ約8メートル、重さ約300キロにもなります。毎年、小正月の行事として行われ、矢峰と松原両町から選ばれた両親が健在な青年2人が「ヤモード」(山人・やまうど)がなまったものとなつて、一連の行事を司ります。

祭りの起源は定かではありませんが、江戸時代前期には行われていたといわれており、古式民俗行事を今日に伝える貴重な行事として、長崎県無形民俗文化財に指定されています。



みんなで力を合わせ、巨大なしめ縄を編んでいく皆さん。矢峰町、松原町でそれぞれ1本の縄を作り、それを寄り合わせて作ります。



1「みそぎ」のため、山のため池に飛び込むヤモード。大寒の時期、体が痛いほどの冷たさが若者の体と魂を清めます 2「しとぎ」を作るヤモード。前日から水につけた米を石の臼、石の杵でつき、神前に供えます。これを行う時は口をきいてはならず、サカキの葉を口にくわえなければなりません。 3 持ち寄った稲わらで、早朝からしめ縄作りを行う皆さん 4 完成したしめ縄を大人で担ぎ、神社から運び出す皆さん 5 鳥居への架け替えが終わると、神官によりお祓いが行われます 6 祭りの最後を締めくくるヤモードによる餅投げ。鳥居に上ることはヤモードだけが許されています。

☎ 社会教育課 ☎24-1111

地域福祉を推進！「第2期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が始まります

近年、少子高齢化や核家族化の影響等で家庭や地域における人と人とのつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変わっています。

このような中、誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、公的サービスだけでは対応できない福祉課題を、地域自らの自主的・自立的な取り組みによって補完する「地域福祉」の推進が重要です。本市と佐世保市社会福祉協議会(社協)は、この地域福祉を推進するため、「第2期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を作成しました。

計画の主な内容

- 独居高齢者の話し相手や食事サービスを行うボランティアの養成講座を開催したり、公民館など身近な場所でレクリエーションを楽しむ「ふれあいいきいきサロン」の設置・運営の支援を行うことで、独り暮らし高齢者の孤立感や不安の解消に努めます。
- 入院していた身寄りのない高齢者が退院する場合、社協が医療ソーシャ

ルワーカーからの要請を受け、施設や在宅での療養の方法を関係者と一緒に検討し、対象者の生活全般について相談に乗りながら必要となるサービスにつなぐ補助を行います。

○生活困窮者の社会的自立を目的として、相談窓口の設置、自立支援計画の策定などの取り組みを行います。

○福祉推進協議会を地域福祉の推進主体である社協の地域版と位置付け、各地域におけるさまざまな福祉課題の解決に向け、自主的・自立的に活動を行います。また、社協はそのような取り組みが円滑に展開されるよう連携を図り、支援を行います。

○災害時要援護者の個別支援計画を作成し、情報伝達の流れや安否情報の収集体制を確立させ、災害時における体制を整備します。

地域福祉の推進には、行政や社協だけでなく、福祉に関わる事業者や活動している人、市民の皆さんなど、地域の全ての人の理解と協力が必要です。地域福祉計画に基づくさまざまな取り組みに皆さんの自発的、積極的な参加をお願いします。

☎ 保健福祉政策課 ☎24-1111

「フェルメールとレンブラント展」の開催中止について

美術絵画展覧会「フェルメールとレンブラント展～17世紀オランダ黄金時代の巨匠たち～」は4月から島瀬美術センターで開催予定でしたが、このたび中止することを決定しました。

本市では、昨年秋から開催に向けて鋭意準備を進めてきましたが、巡回を予定していた他美術館が撤退したことなどにより、誠に残念ながら開催を断念せざるを得ない状況となりました。昨年末以降、事業継続や開催実現の方策などを模索してきましたが、さまざまな課題を乗り越えることができませんでした。

これまで市民の皆さんには、大きな期待と多くの応援をいただいております。その期待に応えることができませんでしたが、そのことを深くお詫言申し上げます。

本市では、今後も文化芸術の振興に全力で取り組んでいきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

☎ 島瀬美術センター ☎22-7213

シリーズ佐世保の景観⑧



江迎本陣跡 かつて参勤交代のときなどに平戸藩主が利用した宿舎(本陣)跡。長崎県下で唯一当時のまま残っている貴重な文化財です。現在の建物は1830年に平戸藩主松浦熙公により再整備されました。江迎本陣跡周辺では、毎年3月初旬から4月初旬にかけて「蔦玉まつり」が開催されます。



長串山公園 鹿町町長串にある長串山公園は、平戸や九十九島北部を一望できる標高234mの長串山の斜面一帯に広がる公園です。4月初旬から5月初旬にかけて約10万本の久留米つつじや平戸つつじが咲き誇る「長串山つつじまつり」が開催され、九州各地から来訪する観光客の目を楽しませています。

☎ まち整備課 ☎24-1111